

4. 勤務時間

(1) 勤務時間の割り振り

根拠となる法令等

※町以外の法令等は一般ネットで見えません。

労働基準法第32条

使用者は、労働者に、休憩時間を除き1週間について40時間を超えて、労働させてはならない。

2 使用者は、1週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き1日について8時間を超えて、労働させてはならない。

地方公務員法第24条第5項

職員の給与、勤務時間その他の勤務条件は、条例で定める。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第42条

県費負担教職員の給与、勤務時間その他の勤務条件については、地方公務員法第24条第5項の規定により条例で定めるものとされている事項は、都道府県の条例で定める。

(1週間の勤務時間)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第3条

職員の勤務時間は、休憩時間を除き、4週間を超えない期間につき1週間あたり38時間45分とする。

(週休日及び勤務時間の割り振り)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第4条

日曜日及び土曜日は、週休日（勤務時間を割り振らない日をいう。）とする。

2 任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする。

(休日)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第10条

職員は、国民の祝日に関する法律に規定する休日には、特に勤務することを命ぜられる者を除き、正規の勤務時間においても勤務することを要しない。12月29日から翌年の1月3日までの日についても、同様とする。

(趣旨)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第1条

この規則は、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の規定に基づき、職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

勤務時間の割り振り

公立学校職員の勤務時間は、1週間につき38時間45分

月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分

【週休日（勤務時間を割り振らない日）】 日曜日、土曜日

【休日】 祝日、年末年始の休日（12月29日～1月3日）

《参考》

◎公文書「完全学校週5日制の実施について（通知）」

（平成14年3月22日付 13高教職第874号）

(2) 休憩時間

根拠となる法令等

労働基準法第34条

使用者は、労働時間が6時間を越える場合においては少なくとも45分、8時間を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定があるときは、この限りではない。

3 使用者は、第一項の休憩時間を自由に利用させなければならない。

(休憩時間)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第7条

任命権者は、1日の勤務時間が、6時間を超える場合においては少なくとも45分、7時間45分を超える場合においては少なくとも1時間の休憩時間を、それぞれ所定の勤務時間の途中に置かなければならない。

2 前項の休憩時間は、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合において、人事委員会規則で定めるところにより、一斉に与えないことができる。

(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)

公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則第5条

任命権者は、条例第4条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第5条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、又は条例第7条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。

2 任命権者は、週休日の振替等を行った場合には、人事委員会の定めるところにより、職員に対して速やかにその内容を通知するものとする。

休憩時間

休憩時間は「1日の勤務時間が6時間を超える場合には45分、7時間45分を超える場合には1時間の休憩時間を、勤務時間の途中に置かなければならない。」と労働基準法や条例等で定められており、各学校の「服務規程」によって職員に周知されるようになっていきます。

公立学校職員の1日の勤務時間は7時間45分なので、休憩時間は45分となります。

休憩時間は自由に利用することができるようになっていきます。

【例：A校の勤務時間】

8:15	12:45 ~ 13:30	16:45
始業	休憩 45分	終業

「8:15～16:45」⇒8時間30分（※勤務時間が7時間45分、休憩時間が45分）

《参考》

◎服務規程

仕事に従事する者が守るべき事項を定めた規則